

商品中古自動車税の減免要領

1. 自動車税の減免を受けられる車両。

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規登録ではない車両。</u>（3月31日以前に移転または変更登録され所有者、使用者及び古物商許可証の名義が全て同一であること） ・ <u>4月1日現在において展示されている商品車。</u>（社用車、代車、リカーは商品車に含まれません。） ・ <u>登録車両。</u>（軽自動車ではないこと） ・ <u>自動車税等の滞納が無いこと。</u> （地方税に於いて3年以内に処罰等を受けていないこと、又2年以内に滞納処分等を受けていないこと。詳しくは東部又は西部の県民センター(旧・県税事務所)にお問い合わせ下さい）

2. 査定協会への申請（商品中古自動車証明申請）

・ 証明申請書	査定協会に有ります(エクセルファイルをCDディスクで配布します。1枚108円(税込))
・ 車検証の写し	誤申請を防ぐ為、4月1日に車検証を複写し、転記して下さい
・ 古物商許可証の写し	古物商許可証番号が12桁に改正後に申請された事がある場合は不要です
・ 手数料	1台当り346円(税込) (※申請時に納めてください。)
申請の期間	4月1日～4月末日まで(メ切りが休日にあたる場合は前日まで) 注1

3. 商品中古自動車証明書の発行

発行時期	5月末日の1週間前までに発行(査定協会から電話でお知らせします)
------	----------------------------------

4. 県税事務所への申請（自動車税減免申請）（※申請者が行ってください）

・ 申請書	東部県民センター、西部県民センター又は各地事務所 注2
・ 納税通知書の写し	当該年度の自動車税納税通知書の写し
・ 古物商許可証の写し	古物営業法は平成7年10月に改正(改正後は番号が12桁)
・ 商品中古自動車証明書	日本自動車査定協会島根県支所が発行した証明書を添付
申請期限	5月末日まで(期限が休日にあたる場合は翌日) 注3
申請場所	東部県民センター、西部県民センター又は各地事務所
販売した場合	県税へ申請する迄に販売した場合は当該事実を証する書面



注1 申請の開始は4月1日～4月30日

注2 旧名称では、県税事務所です。

注3 5月末日が営業日とならない場合は、次の営業日です。

(ここでいう営業日とは、土・日・祝祭日等を除く業務日です)

お問い合わせ

一般財団法人 日本自動車査定協会
島根県支所
〒690-0024 松江市馬潟町43-4
電話 0852(37)0414